

津山圏域しごと座談会（仮称）企画運營業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

近年、地方に存する中小企業では、慢性的な人材不足が課題となっており、津山圏域内においても、人材確保のための取り組みが必要な状況となっている。

開催時期など工夫しながら津山圏域内での企業説明会を開催しているが、圏域においては大学等が少なく、進学による流出人口が多いことから、雇用対象者の多くを占める新規学卒者などの集客は限られる状況にある。

本事業では、岡山県内の多くの大学等が集まっており、他県等からの交通のアクセスも良い岡山市を会場としてイベントを開催することで、県南等圏域外に在住の学生を中心に、圏域企業の魅力や活動の周知、雇用の創出を図るとともに、Iターン、Uターン等移住による圏域内の人口創出に寄与することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名称

津山圏域しごと座談会（仮称）企画運營業務

(2) 業務内容

以下の業務を行うものとする。

①企画立案及び実施運営

②広告宣伝

※津山圏域しごと座談会（仮称）企画運營業務委託公募仕様書（以下、「公募仕様書」という。）を参照。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和6年3月15日（金）まで

3. 見積上限額

1, 428, 000円（消費税額及び地方消費税額含む）

4. 実施形式

公募型プロポーザル形式

5. スケジュール

令和5年 9月12日（火） : 公募開始（ホームページ）
令和5年 9月19日（火） 17時 : 質問提出〆切
令和5年 9月21日（木） : 質問回答予定（ホームページ）
令和5年 9月27日（水） 17時 : 参加申込〆切
令和5年 9月29日（金） : 参加資格審査通知送付
令和5年10月 5日（木） 17時 : 企画提案書等の提出〆切
令和5年10月11日（水） 提案書 審査員へ送付

令和5年10月18日(水) : 審査予定
令和5年10月20日(金) : 審査結果通知送付予定

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年施行令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していない者であること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154条)の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 国税、岡山県税並びに申請者(受注者がいる場合は受任者)の属する市町村税及び社会保険料を滞納している者でないこと。
- (5) 個人情報保護方針等を整備し、個人情報を適切に利用、管理する体制が整っていること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (7) 「津山圏域しごと座談会(仮称)」企画運営と同様の業務を、地方自治体等から受注・実施した実績がある事こと。
- (8) 実施運営にあたり、津山広域事務組合と業務期間中に実施方針や運営内容について十分な協議ができること。

7. 質問・回答

(1) 提出方法

別添の質問書兼意見書(様式第6号)により、メールまたはファクシミリで提出すること。

- (2) 提出期限 令和5年9月19日(火) 17時まで(必着)
- (3) 提出場所 メール: koyou@tvvt.ne.jp
ファクシミリ: 0868-22-9647
- (4) 回答方法 津山広域事務組合のホームページにて公表
津山広域事務組合ホームページ <http://www.koyou.or.jp/jimukumiai.html>
- (5) 回答日時 令和5年9月21日(木) 予定

8. 参加申込・参加承認

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、公募仕様書及び津山市契約規則、他の関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出すること。なお、オ、カについては原本に限る。

- ア 参加申込書 兼 誓約書(様式第1号)
- イ 業務実績等提出書(様式第2号)
- ウ 暴力団排除条例に係る誓約書(様式第3号)
- エ 国税に係る納税証明書(未納税額のない証明書)の写し
 - 法人=法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税
 - 個人=申告所得税、消費税及び地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税

【納税証明書の種類: その3】…その他欄に「源泉所得税及び復興特別所得税(個人の場合

合は『源泉所得税』』と記載し請求。

※納税証明書の種類「その3の2」や「その3の3」では、源泉所得税に未納がないことが記載されないので注意すること。

オ 岡山県税に係る納税証明書

※滞納がないことの証明書

※岡山県発行の県税等納税証明書（岡山県に課税がある場合のみ。滞納がないことが確認できること。）

カ 市町村税に係る納税証明書

※滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書

※津山市の場合は「滞納がないことの証明書」又は「完納証明書」

キ 商業・法人登記の現在事項全部証明書（法人の場合）の写し

ク 身分証明書又はその写し（個人の場合）

ケ 財務諸表の写し（直近1事業年度の決算書類）

● 法人＝貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等の写し

● 個人＝青色申告書の写し又は確定申告書の写し（決算資料を含む）

コ 印鑑登録証明書又はその写し

サ 委任状（必要に応じて提出すること。様式第7号）

【注意事項】

● 官公署等の証明書類は、申請書提出日から遡って3か月以内に発行されたものに限る。

(2) 提出期間

令和5年9月27日（水）17時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(4) 提出場所

津山広域事務組合

〒708-0022 岡山県津山市山下92-1 津山圏域雇用労働センター内

TEL 0868-24-3633 FAX 0868-22-9647

(5) 参加承認

ファクシミリ及び郵送にて、令和5年9月29日（金）に参加の可否を送付する。

9. 企画提案書提出期日及び作成方法

(1) 提出期限 令和5年10月5日（木）17時まで（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(3) 提出部数

6部（正本1部・副本5部）

(4) 提出場所

津山広域事務組合

〒708-0022 岡山県津山市山下92-1 津山圏域雇用労働センター内

(5) 提出書類

ア 企画提案書（様式第4号）

以下の項目について記載すること。なお、用紙のサイズはA4（縦・横どちらでも可）とし、様式は任意とする。

i 企画及び運営概要

概要、実施体制、募集方法等を提案すること。

ii 広告宣伝

広告媒体及び広告内容、広告実施時期等について提案すること。

iii 協議体制

津山広域事務組合との協議体制について記載すること。

iv スケジュール計画

業務期間のスケジュールについて、一連の業務の流れが分かるように記載すること。

v 個人情報

参加者等の個人情報の取り扱いについて確認できるように記載すること。

イ 見積書（様式第5号）

様式第5号と合わせて、見積内訳書も添付すること。見積内訳書の用紙サイズはA4縦とし、様式は任意とする。

10. プレゼンテーション及びヒアリング審査

企画提案に関するプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

(1) 実施日及び場所（予定）

日時 令和5年10月18日（水） 午後1時30分開始予定

場所 津山圏域雇用労働センター2階特別室

(2) 実施時間

・提案者説明 20分（厳守）

・質疑 10分程度

11. 審査方法

公募型プロポーザル方式により選考する。

(1) 「津山圏域しごと座談会（仮称）企画運營業務委託事業者選定審査会（以下、「審査会」という。）を設置し、審査事項に基づき最優秀提案者（優先交渉権者）を決定する。

(2) 選考方式は、書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリング審査（審査基準に関する提案内容）とし、審査会委員が各自評価・採点する。

(3) 審査会委員の評価点の合計が最低基準（満点（200点×評価者数）の6割）以上となった応募事業者のうち、評価点が高いものを最優秀提案者として選定する。なお、応募が1事業者であった場合でも、評価得点が最低基準以上となる場合は候補事業者となる。

(4) 評価点の最も高い者が同点で複数となった場合は、審査基準に示す項目のうち「③ 実施内容」の評価点が高いものを最優秀提案者とする。

(5) 選考の結果、適切な最優秀提案者がいない場合又は応募者がいない場合は、最優秀提案者なしとした上で再募集する。

12. 審査基準及び配点

本プロポーザルは別紙「津山圏域しごと座談会（仮称）企画運營業務委託事業者審査基準（優先交渉権者の選考方法）」に基づき審査する。

13. 審査結果

審査の結果については、以下のとおり審査を受けた者に対して通知する。

(1) 通知方法

審査の結果は書面により通知する。

(2) 通知時期

審査結果通知 令和5年10月20日（金）予定

なお、候補者として決定されなかった者が、その理由の説明を求めることのできる期間は、通知を受けてから7日以内とする。

14. 契約

最優秀提案者と協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行う。

なお、協議により最優秀提案者と契約ができない場合は、次点者と契約について協議するものとする。

15. 情報公開

審査の結果については、津山広域事務組合のホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

(1) 最優秀提案者名（最優秀提案者以外の者は仮名で公表する）

(2) 評価順位及び点数

(3) 見積金額

なお、企画提案者から提出された企画提案書については、津山市情報公開条例第7条第3号の規定（開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき開示しないものとする。

16. 提出書類の取扱い

(1) 提出されたすべての書類は、返却しない。

(2) 提出後の書類の差し替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

(4) 審査等にあたり必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

(5) 企画提案書の提出は1社につき1案とする。

17. その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等の必要経費は、すべて提出者の負担とする。

(2) 参加辞退

参加申込後又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面（任意様式）により、辞退の旨を担当課あてに提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成所の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- オ プレゼンテーションを欠席した場合
- カ 見積上限額を超えた見積の場合
- キ 審査基準で設定する、最低基準点を下回った場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、津山圏域定住自立圏協定締結自治体が必要とする場合は、あらかじめ受託先に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 審査において最優秀者の評点が同点の場合においてはくじ引きとする。

(6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

18. 問合せ先

津山広域事務組合（担当：押阪）

〒708-0022 岡山県津山市山下92-1 津山圏域雇用労働センター内
TEL 0868-24-3633 FAX 0868-22-9647